

新制度によるサービス管理責任者等の 資格要件に関するフロー図(新規でサビ管等になるケース)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サービス管理責任者等」と記載
※厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)に基づき作成

サービス管理責任者等としての実務要件
を満たしている

サービス管理責任者等としての実務要件
から2年引いた年数を満たす実務経験有り

↓

<実務経験>
相談支援5年以上
直接支援(有資格)5年以上
直接支援(無資格)8年以上
国家資格者による業務3年以上

↓

<実務経験>
相談支援3年以上
直接支援(有資格)3年以上
直接支援(無資格)6年以上
国家資格者による業務1年以上

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者等基礎研修

↓

基礎研修受講後、
2年以上の実務経験

③サービス管理責任者等実践研修

①～③の研修すべてを修了することにより、サービス管理責任者等として従事可。

サービス管理責任者の実務経験 ※児童発達支援管理責任者の実務経験は別紙4参照

業務の範囲		サービス管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、教育の分野における医療、福祉、就労、	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。